

# うつくしま、エコ・リサイクル製品 認定制度 ～平成22年度募集～

認定を希望するリサイクル製品を募集します。



うつくしま、エコ・リサイクル製品

## 募集期間

募集期間は平成22年4月1日から平成22年12月24日までとなります。  
ただし、認定審査会は年2回(9月、3月)を予定しており、本年度第1回目の審査対象分については、原則として平成22年6月30日(水)までに申請されたものとします。

## 応募方法

県環境共生課及び地方振興局県民環境部(いわきは県民部)に備え付けてある所定の申請書に関係書類を添えて提出してください。

なお、申請書の記載方法、添付書類については、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定申請書等記載要領」を参照してください。

申請書は、福島県のホームページ「ふくしまの環境」からダウンロードすることもできます。

## 申請窓口・お問い合わせ先

福島県生活環境部 環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7248

ファックス 024-521-7928

電子メール kyousei@pref.fukushima.jp

ホームページ「ふくしまの環境」

(検索エンジンで『ふくしまの環境』と検索)

## 【認定対象】

循環資源（廃棄物等のうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるもの）を原材料の全部又は一部として製造された品質等が均一な製品のうち、以下の要件に適合すると認められるものが対象となります。

- (1) 県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用し、製造されたものであること。
- (2) 廃棄物等の有効利用及び減量化に資するものであること。
- (3) 環境への負荷の低減についての十分な配慮その他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。
- (4) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 安全性への配慮、規格等、循環資源の配合率について定める、うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準に適合していること。

循環資源を原材料として、「再生利用（リサイクル）」により製造された製品を対象としています（循環資源の全部又は一部をそのまま繰り返して使ったり、修理を行って使用する「再使用（リユース）」は対象としていません。）。

循環資源に何ら手を加えないものや、単に破碎処理をして粒度調整した程度のもの（木くずを破碎したチップ等）はここでいう「製造された製品」にはあらず、対象としていません。

製品の品質、安全性等が一定していなければ、認定時と異なる品質等の製品が流通するおそれがあるため、「品質等が均一であるもの」を対象としています。

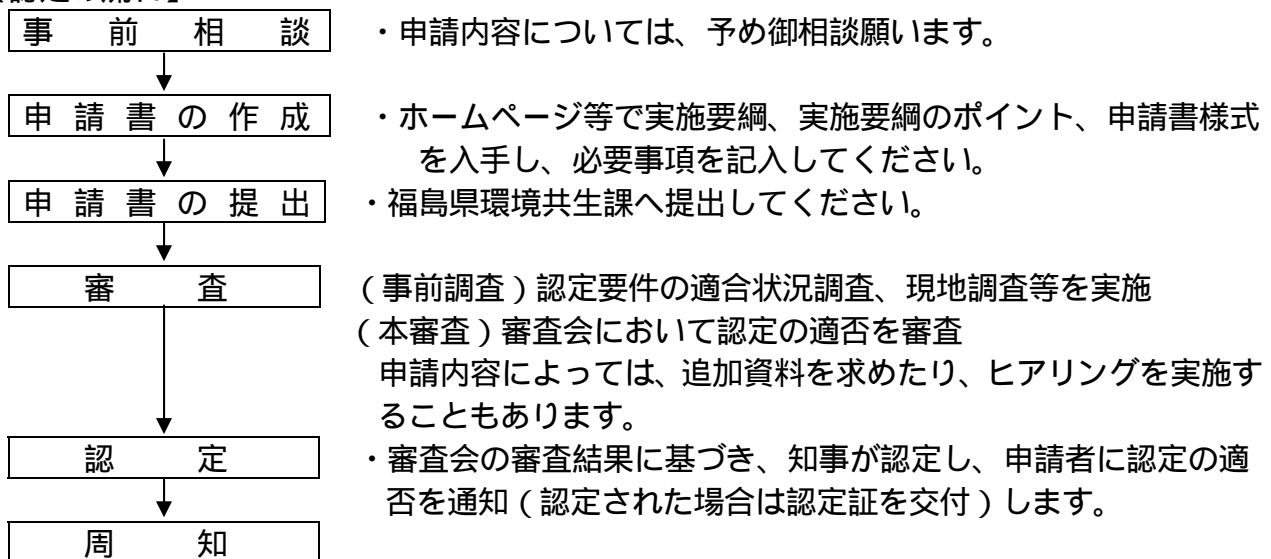
詳しくは、

「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱」

「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱のポイント」

を御覧ください。

## 【認定の流れ】



申請の内容によっては、認定されない場合や継続審査となる場合があります。

「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」については、福島県のホームページ「ふくしまの環境」に掲載しており、申請書等をダウンロードすることができます。